

第 1 部 総論

第 1 章 計画の策定について

1. 計画策定の背景・趣旨

いわゆる団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年（2025 年）を見据え、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの深化・推進を図ってきました。

中長期的な動向や課題を見据えて、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となる地域包括ケアシステムの推進を目的とする「生駒市高齢者保健福祉計画・第 10 期介護保険事業計画・認知症施策推進計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

老人福祉法第 20 条の 8 に基づく「高齢者福祉計画」と、介護保険法第 117 条に基づく「介護保険事業計画」と、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第 13 条に基づく「認知症施策推進計画」を一体的にまとめた計画です。

3. 計画の期間

計画期間は令和 9（2027）年度から令和 11（2029）年度までの 3 年間です。

令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
第 9 期計画								
			第 10 期計画					
						第 11 期計画		

4. 計画の策定体制

生駒市介護保険運営協議会の開催、各種アンケート等の調査の実施、パブリックコメントの実施をします。

第 2 章 高齢者等を取り巻く現状

- 以下、7 項目を掲載予定。
- 人口と世帯数
 - 要支援・要介護認定者等の状況
 - 高齢者ニーズおよび在宅介護の調査の結果
 - サービス提供体制の調査の結果
 - 市内の在宅医療・介護連携に関する調査
 - 高齢者の状況
 - 日常生活圏域について

第 3 章 2040 年の社会像

- 以下、7 項目を掲載予定。
- 人口の推計
 - ひとり暮らし高齢者数の推計
 - 虚弱な高齢者数の推計
 - 要支援・要介護度別認定者数の推計
 - 認知症高齢者数の推計
 - 高齢者人口の推計
 - 高齢者世帯数の推計

第 4 章 第 9 期計画の取組み状況の評価

第 9 期計画の取組み状況の評価を掲載予定。

第 5 章 中長期的ビジョン、施策の体系

1. 中長期的ビジョン

これまで本市が基本理念として目指してきた「住み慣れた地域で支え合いながら自分らしく安心して暮らせるまち いこま」をビジョンとして設定します。

「住み慣れた地域で支え合いながら自分らしく安心して暮らせるまち いこま」

2 施策の体系

- 以下、第 9 期計画の基本目標。裏面に見直し案を掲載。
- 多機関・多職種の協働による支援の推進
 - 健康づくり・介護予防等のいっそうの推進
 - 生きがいづくりや社会参加の促進、生活支援の充実を通じた地域づくり
 - 認知症の人が尊厳を保持し希望を持って暮らせる共生社会の実現
 - 持続可能な介護保険制度の推進

第 2 部 各論

第 1 章～第 5 章

前章の施策体系に基づき、施策及び事業を展開。

第 6 章 介護保険事業費の推計および保険料の設定

介護保険事業費の推計および保険料の設定を掲載予定。

1. 介護保険事業費の推計

2. 第 1 期～第 10 期介護保険事業計画の事業費との比較

3. 介護保険の財源

4. 保険料基準額の算出式

5. 保険料段階

第 7 章 計画を円滑に実施するために

1. 計画の推進体制の整備

2040 年に向けたビジョンである「住み慣れた地域で支え合いながら自分らしく安心して暮らせるまち いこま」の実現に向け、本計画を円滑に推進するための基盤整備を図ります。

2. 計画達成のための役割分担

市が本計画に基づく取組みを着実に進めていくことに加え、市民や事業者、関係機関などが自助・互助・共助の視点から、適切な役割分担と緊密な連携により計画を推進していくことが求められます。

資料編

生駒市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画（体系案）

【現計画】の体系

基本目標1 多機関・多職種の協働による支援の推進

<施策>

- 1 高齢者を支える地域の体制づくり
- 2 在宅医療・介護連携の促進
- 3 高齢者の住まいの確保と住替え支援
- 4 虐待防止・権利擁護の推進
- 5 高齢者にやさしいまちづくりの推進
- 6 制度・分野間で連携した重層的支援体制の構築
- 7 災害・感染症に対する備え

基本目標2 健康づくり・介護予防のいっそうの推進

<施策>

- 1 健康づくりから介護予防まで一体的な取組みの推進
- 2 自立支援に向けた介護予防・重度化防止の推進
- 3 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

基本目標3 生きがいづくりや社会参加の促進、生活支援の充実を通じた地域づくり

<施策>

- 1 生きがいづくり活動の推進
- 2 社会参加の促進・就労的な活動支援
- 3 地域活動の推進
- 4 介護予防・日常生活支援総合事業の充実
- 5 支え合い活動の推進

基本目標4 認知症の人が尊厳を保持し希望を持って暮らせる社会の実現

<施策>

- 1 認知症の正しい理解の促進
- 2 認知症予防の促進
- 3 医療的ケア・介護サービスの充実
- 4 認知症の人および家族等に対する相談体制等の充実
- 5 認知症バリアフリーの推進
- 6 若年認知症の人への支援
- 7 認知症の人の社会参加支援
- 8 認知症の人の意思決定支援および権利利益の保護

基本目標5 生きがいづくりや社会参加の促進、生活支援の充実を通じた地域づくり

<施策>

- 1 介護サービスの基盤整備と家族介護支援の充実
- 2 人材の確保・育成・定着、資質の向上
- 3 介護現場の生産性向上・業務改善への支援
- 4 地域包括支援センターの職員の資質向上および業務の質の平準化
- 5 介護給付適正化の取組みの推進

【新計画】の体系

基本目標1 多機関・多職種の協働による支援の推進

<施策>

- 1 高齢者を支える地域の体制づくりと身寄りがない高齢者等への支援【修正①】
- 2 在宅医療・介護連携の促進
- 3 高齢者の住まいの確保と住替え支援
- 4 虐待防止・権利擁護の推進
- 5 高齢者にやさしいまちづくりの推進
- 6 制度・分野間で連携した重層的支援体制の構築
- 7 災害・感染症に対する備え

基本目標2 健康づくり・介護予防等のいっそうの推進

<施策>

- 1 健康づくりから介護予防まで一体的な取組みの推進【修正②】
- 2 自立支援に向けた介護予防・重度化防止の推進

基本目標3 生きがいづくりや社会参加の促進、生活支援の充実を通じた地域づくり

<施策>

- 1 生きがいづくり活動の推進
- 2 社会参加の促進・就労的な活動支援
- 3 地域活動の推進
- 4 介護予防・日常生活支援総合事業の充実
- 5 支え合い活動の推進

基本目標4 認知症の人が尊厳を保持し希望を持って暮らせる共生社会の実現【修正③】 【認知症施策推進計画】

<施策>

- 1 認知症の正しい理解
- 2 認知症予防・早期発見の促進【修正④】
- 4 認知症の人および家族等に対する相談体制等の充実
- 5 認知症バリアフリーの推進
- 6 若年認知症の人への支援
- 7 認知症の人の本人発信と社会参加支援【修正⑤】
- 8 認知症の人の意思決定支援および権利利益の保護

基本目標5 持続可能な介護保険制度の推進

<施策>

- 1 介護サービスの基盤整備と家族介護支援の充実
- 2 人材の確保・育成・定着、資質の向上
- 3 介護現場の生産性向上・業務改善への支援
- 4 地域包括支援センターの職員の資質向上および業務の質の平準化
- 5 介護給付適正化の取組みの推進

【新計画】の体系提案の理由

【修正①】 国の基本指針案（頼れる身寄りがない高齢者等の生活ニーズの協議・切れ目ない支援体制構築）を反映。

【修正②】 介護予防だけでなく、要介護者の重度化防止の趣旨を追加。

【統合】 旧体系では基本目標2と3の両方に「総合事業の充実」が重複して存在。総合事業は「地域づくり・生活支援」の基盤として一体的に捉えることが効率的なため、基本目標3へ一本化。

【修正③】 国の『認知症手引き』が示す基本法第1条の「共生社会の実現」および上位計画（総合計画）前文の「人権尊重・共生」の理念を強調するため文言を補完。

【修正④】 国の『認知症手引き』における一次予防のみならず早期発見・進行予防を含む概念を反映。

【修正⑤】 国の『認知症手引き』が重点化する「本人参画・本人発信の推進（当事者の声を起点とした施策推進）」を反映。

統合